

第10回十勝中央合併協議会資料

協議第31号 水道関係事業の取扱い 1ページ

協議第32号 地域振興事業の取扱い 15ページ

「協議第31号 水道関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。 4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。 5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。 6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。 7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
上水道事業	【幕別町上水道事業】 ・認可年度 平成15年度変更認可取得 ・給水区域 幕別市街、札内市街、字豊岡、 字相川、字千住、字日新、字依 田、字途別及び字軍岡の全域、 字明野、字猿別及び字古舞の一 部 ・計画給水人口 26,600人 ・現在給水人口 20,679人 ・計画給水量 10,300m ³ /日 ・普及率 87.4%	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
簡易水道事業	<p>【駒畠簡易水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 平成13年度変更認可取得 ・給水区域 字駒畠、字中里、字弘和の全域及び字五位の一部 ・計画給水人口 500人 ・現在給水人口 442人 ・計画給水量 553m³/日 ・普及率 98.6% <p>【大豊簡易水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 平成2年度経営認可取得 ・給水区域 字大豊の全域及び字明野、字軍岡の一部並びに豊頃町の一部 ・計画給水人口 215人 ・現在給水人口 96人 ・計画給水量 158m³/日 ・普及率 92.1% <p>【新和簡易水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 平成13年度経営認可取得 ・給水区域 字新和の全域及び字南勢、字猿別の一部 ・計画給水人口 210人 ・現在給水人口 205人 ・計画給水量 411m³/日 ・普及率 99.8% 	<p>【更別村簡易水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 平成7年度変更認可取得 ・給水区域 全行政区及び忠類村の一部 ・計画給水人口 3,730人 ・現在給水人口 3,201人 ・計画給水量 3,121m³/日 ・普及率 92.8% 	<p>【忠類村簡易水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 平成15年度変更認可取得 ・給水区域 字忠類、字日和、字朝日、字公親、字東宝の全域及び字協徳、字共栄、字西当、字元忠類、字古里の一部 ・計画給水人口 1,400人 ・現在給水人口 1,155人 ・計画給水量 1,166m³/日 ・普及率 82.5% 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
簡易水道事業（つづき）	【幕別簡易水道事業】 ・認可年度 平成15年度経営認可取得 ・給水区域 字明倫、字美川、字古舞、字糠内の全域及び字五位、字南勢の一部 ・計画給水人口 940人 ・現在給水人口 756人 ・計画給水量 850m ³ /日 ・普及率 80.4%			
営農用水事業	該当なし	【更別地区営農用水事業】 ・給水区域 更別区、更南区、昭和区、南更別区、更別東区、旭区、北更別区、平和区、勢雄区、東栄区、協和区、上更別南区、更生区、香川区 ・給水戸数 373件 ・1日最大配水量 1,656m ³ /日	【明和地区営農用水事業】 管路の修繕及び水質検査等の管理は村が行っているが、運営は地域住民の組合(明和地区水道利用組合)が行っている。 ・給水区域 字明和、字幌内、字新生の全域及び字古里、字元忠類の一部 ・給水戸数 91件 ・1日最大配水量 323m ³ /日 平成18年度(予定)から道営事業により再整備を行い、整備工事着手時に簡易水道事業認可を取得する。平成22年度(予定)の簡易水道事業の供用開始から簡易水道事業として事業を行う。	更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。(新町において、更別地域を区域とする簡易水道事業により事業を行う。) 明和地区営農用水事業は、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況						調整の具体的内容																																												
	幕別町			更別村		忠類村																																													
						明和地区水道利用組合料 金 (消費税込み) 基本料金 (1カ月当り) 500円 (20m ³ まで) 超過料金 20円 (1 m ³ 当り) ただし、平成22年度(予定) の簡易水道事業の供用開 始から、簡易水道料金に統 一する。																																													
水道料金 (上水道・簡易水 道事業)	【上水道料金】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>970円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>2,135円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>7,765円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>11,650円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>14,560円</td> <td>195円</td> </tr> </tbody> </table>			口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	13mm	380円	195円	20mm	380円	195円	25mm	970円	195円	40mm	2,135円	195円	50mm	7,765円	195円	75mm	11,650円	195円	100mm	14,560円	195円	【上水道料金】 該当なし		【上水道料金】 該当なし	合併する年度の 翌年度に幕別町の 料金を基準に新た な料金を設定し、平 成19年度以降4年 度の経過措置によ り段階的に調整し、 統一する。																				
口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																	
13mm	380円	195円																																																	
20mm	380円	195円																																																	
25mm	970円	195円																																																	
40mm	2,135円	195円																																																	
50mm	7,765円	195円																																																	
75mm	11,650円	195円																																																	
100mm	14,560円	195円																																																	
	【簡易水道料金】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1 m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事 用</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>営業 用</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>団体 用</td> <td>1,750円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>営農 用</td> <td>380円</td> <td>20m³まで 195円 21m³より 117円</td> </tr> </tbody> </table>			用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1 m ³ 当り)	家事 用	380円	195円	営業 用	380円	195円	団体 用	1,750円	195円	営農 用	380円	20m ³ まで 195円 21m ³ より 117円	【簡易水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>超過料金 (1 m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事 用</td> <td>2,000円 (10m³まで)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>業務 用</td> <td>4,000円 (20m³まで)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>営農 用</td> <td>4,000円 (20m³まで)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>酪農 用</td> <td>9,000円 (50m³まで)</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table>		用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m ³ 当り)	家事 用	2,000円 (10m ³ まで)	200円	業務 用	4,000円 (20m ³ まで)	200円	営農 用	4,000円 (20m ³ まで)	200円	酪農 用	9,000円 (50m ³ まで)	160円	【簡易水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>超過料金 (1 m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 用</td> <td>1,130円 (8 m³まで)</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>営業 用</td> <td>3,090円 (20m³まで)</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>団体 用</td> <td>2,880円 (20m³まで)</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>営農 用</td> <td>1,130円 (8 m³まで)</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m ³ 当り)	一般 用	1,130円 (8 m ³ まで)	140円	営業 用	3,090円 (20m ³ まで)	140円	団体 用	2,880円 (20m ³ まで)	140円	営農 用	1,130円 (8 m ³ まで)	140円
用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1 m ³ 当り)																																																	
家事 用	380円	195円																																																	
営業 用	380円	195円																																																	
団体 用	1,750円	195円																																																	
営農 用	380円	20m ³ まで 195円 21m ³ より 117円																																																	
用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m ³ 当り)																																																	
家事 用	2,000円 (10m ³ まで)	200円																																																	
業務 用	4,000円 (20m ³ まで)	200円																																																	
営農 用	4,000円 (20m ³ まで)	200円																																																	
酪農 用	9,000円 (50m ³ まで)	160円																																																	
用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m ³ 当り)																																																	
一般 用	1,130円 (8 m ³ まで)	140円																																																	
営業 用	3,090円 (20m ³ まで)	140円																																																	
団体 用	2,880円 (20m ³ まで)	140円																																																	
営農 用	1,130円 (8 m ³ まで)	140円																																																	

区 分	現 況			調整の具体的内容																
	幕別町	更別村	忠類村																	
水道料金(つづき)	【臨時給水料金 (上水道、簡易水道) 消費税抜き】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除用</td> <td>117円</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>公共用</td> <td>175円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m ³ 当り)	防除用	117円	一般用	350円	公共用	175円	【臨時給水料金(簡易水道) 消費税込み】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時用</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m ³ 当り)	臨時用	600円	【臨時給水料金(簡易水道) 消費税込み】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時用</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m ³ 当り)	臨時用	220円	
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																			
防除用	117円																			
一般用	350円																			
公共用	175円																			
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																			
臨時用	600円																			
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																			
臨時用	220円																			
水道料金の徴収 (上水道・簡易水道事業)	【検針】 ・検針月 市街地 毎月 農村地区 隔月 ・料金算定の定例日 検針を行った月の20～25日 【料金の賦課基準】 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。 使用日数がその月の2分の1以下のときは、使用水量分を翌月又は前月使用水量に加算し算定した額 使用日数がその月の2分の1を超えるときは、1月として算定した額	【検針】 ・検針月 毎月 ・料金算定の定例日 毎月24日 【料金の賦課基準】 メーター点検の日から次の点検の日の前日までの中途において水道の使用を開始、中止、停止又は撤去した場合の料金は、次のとおりとする。 使用日数が15日以下で使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額 使用日数が16日以上又は使用日数が15日以下であっても使用水量が基本水量の2	【検針】 ・検針月 毎月 ・料金算定の定例日 毎月13・14・15・16日 【料金の賦課基準】 月の途中において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。 使用水量が基本水量に満たないときの基本料金の額は、その使用日数10日以内は3分の1、10日を超え20日以内のときは3分の2の額とし、20日を超えるときは、その定額とする。 使用水量が基本水量以上のときは、その	次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。																

区 分	現 況			調整の具体的内容																																																
	幕別町	更別村	忠類村																																																	
	<p>【納期】 使用水量決定月の翌月末</p>	<p>分の1以上のときは、1月分として算定した額</p> <p>【納期】 使用水量決定月の翌月25日</p>	<p>使用日数にかかわらず、1月分として算定した額</p> <p>【納期】 使用水量決定月の翌月21日</p>																																																	
加入者負担金 (上水道・簡易水道事業)	<p>【上水道事業】 消費税抜き</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>400,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【簡易水道事業】 該当なし</p>	口径	金額	13mm	20,000円	20mm	40,000円	25mm	80,000円	40mm	160,000円	50mm	200,000円	75mm	300,000円	100mm	400,000円	<p>【上水道事業】 該当なし</p> <p>【簡易水道事業】 消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>44,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>66,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>89,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>111,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>445,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額	13mm	22,000円	20mm	44,000円	25mm	66,000円	30mm	89,000円	40mm	111,000円	50mm	445,000円	<p>【上水道事業】 該当なし</p> <p>【簡易水道事業】 該当なし</p>	<p>合併時に統一する。 消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>21,000</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>42,000</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>84,000</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>89,000</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>168,000</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>315,000</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>420,000</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額	13mm	21,000	20mm	42,000	25mm	84,000	30mm	89,000	40mm	168,000	50mm	210,000	75mm	315,000	100mm	420,000
口径	金額																																																			
13mm	20,000円																																																			
20mm	40,000円																																																			
25mm	80,000円																																																			
40mm	160,000円																																																			
50mm	200,000円																																																			
75mm	300,000円																																																			
100mm	400,000円																																																			
口径	金額																																																			
13mm	22,000円																																																			
20mm	44,000円																																																			
25mm	66,000円																																																			
30mm	89,000円																																																			
40mm	111,000円																																																			
50mm	445,000円																																																			
口径	金額																																																			
13mm	21,000																																																			
20mm	42,000																																																			
25mm	84,000																																																			
30mm	89,000																																																			
40mm	168,000																																																			
50mm	210,000																																																			
75mm	315,000																																																			
100mm	420,000																																																			

区分	現況									調整の具体的内容												
	幕別町			更別村			忠類村															
手数料 (上水道・簡易水道事業)	区分	単位	金額	区分	単位	金額	区分	単位	金額	合併時に統一する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>新設1件 改造1件</td> <td>4,500円 2,700円</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td>新設1件 改造1件</td> <td>7,500円 4,500円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者申請手数料</td> <td>新規(管内) 新規(管外) 変更(管内) 変更(管外)</td> <td>13,600円 53,500円 13,100円 53,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	設計審査手数料	新設1件 改造1件	4,500円 2,700円	工事検査手数料	新設1件 改造1件	7,500円 4,500円	指定給水装置工事事業者申請手数料	新規(管内) 新規(管外) 変更(管内) 変更(管外)	13,600円 53,500円 13,100円 53,000円
	区分	単位	金額																			
	設計審査手数料	新設1件 改造1件	4,500円 2,700円																			
	工事検査手数料	新設1件 改造1件	7,500円 4,500円																			
	指定給水装置工事事業者申請手数料	新規(管内) 新規(管外) 変更(管内) 変更(管外)	13,600円 53,500円 13,100円 53,000円																			
	設計審査手数料	新設1件 改造1件	7,000円 4,000円	設計審査手数料	新設1件 改造1件	1,200円 800円	設計審査手数料	新設1件 改造1件	1,000円 600円													
	設計審査手数料(指定給水装置工事業者に施工させる場合)			設計審査手数料(指定給水装置工事業者に施工させる場合)	1件	1,200円	設計審査手数料(指定給水装置工事業者に施工させる場合)															
材料検査手数料			材料検査手数料	1件	2,200円	材料検査手数料	1件	700円														
工事検査手数料	新設1件 改造1件	5,000円 3,000円	工事検査手数料	1件	2,300円	工事検査手数料	1件	500円														
閉栓手数料			閉栓手数料	1件	2,300円	閉栓手数料																
指定給水装置工事事業者申請手数料	1件	10,000円	指定給水装置工事事業者申請手数料			指定給水装置工事事業者申請手数料	1件	10,000円														
水道料金、加入者負担金及び手数料の減免 (上水道・簡易水道事業)	該当なし			<p>村長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、次に該当するものについて、料金、負担金及び手数料を軽減又は免除することができる。</p> <p>生活保護法の規定により保護を受ける者の手数料及び負担金</p> <p>災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金</p> <p>不可抗力による漏水に起因する料金</p> <p>その他、村長が特別な理由があると認めるとき。</p>			<p>村長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>			更別村の例により、合併時に再編する。												

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
区域外受・給水 (上水道・簡易水道事業)	豊頃町の一部に給水(17件) ・管理運営負担金 水道料金により、維持管理費が賄われているため徴収実績はない。	<参考> 忠類村の一部に給水(8件) ・管理運営負担金 平成15年度歳入決算 2,300,000円	<参考> 大樹町から一部に受水(31件) ・管理運営負担金 平成15年度歳出決算 5,100,000円 <参考> 更別村から一部に受水(8件) ・管理運営負担金 平成15年度歳出決算 2,300,000円	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
指定給水装置工事事業者 (上水道・簡易水道事業)	【指定給水装置工事事業者】 幕別町 10件、更別村 1件、 帯広市 17件、芽室町 1件、 豊頃町 1件、釧路市 1件 計31件	【指定給水装置工事事業者】 幕別町 1件、更別村 4件、 忠類村 1件、帯広市 6件、 中札内村 2件、大樹町 3件、 広尾町 1件、豊頃町 2件 計20件	【指定給水装置工事事業者】 幕別町 1件、更別村 1件、 忠類村 3件、帯広市 4件、 大樹町 3件、広尾町 2件、 豊頃町 2件 計16件	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

一般家庭における水道料の管内市町村比較

< 1 カ月当りの使用料（消費税込み） >

1 カ月当りの使用水量	10m ³	料金 順位	20m ³	料金 順位	30m ³	料金 順位
	幕別町	2,446円	4	4,494円	5	6,541円
更別村	2,000円	10	4,000円	10	6,000円	9
忠類村	1,410円	17	2,810円	17	4,210円	16
帯広市	2,005円	9	4,525円	4	7,570円	2
音更町	2,499円	2	4,998円	3	7,497円	4
土幌町	1,340円	19	2,640円	18	3,940円	18
上土幌町	1,840円	15	3,540円	15	5,240円	15
鹿追町	1,302円	20	2,562円	19	3,822円	19
新得町	1,400円	18	2,400円	20	3,400円	20
清水町	1,560円	16	2,860円	16	4,160円	17
芽室町	2,488円	3	5,008円	2	7,528円	3
中札内村	2,000円	10	4,200円	8	6,400円	7
大樹町	2,000円	10	4,000円	10	6,000円	9
広尾町	2,000円	10	3,800円	14	5,600円	13
池田町	3,181円	1	6,121円	1	9,061円	1
豊頃町	2,100円	7	4,200円	8	5,800円	11
本別町	2,070円	8	4,270円	6	6,470円	6
足寄町	2,120円	6	3,820円	13	5,520円	14
陸別町	2,000円	10	3,900円	12	5,800円	11
浦幌町	2,200円	5	4,250円	7	6,300円	8

加入者負担金の管内市町村比較

(消費税込み)(単位：円)

口径	3町村の状況			新町の額	管内他の市町村の状況				
	幕別町	更別村	忠類村		帯広市	音更町	芽室町	本別町	清水町
13mm	21,000	22,000		21,000	40,950	42,000	61,950	17,850	283,500 (下佐幌地区、人舞地区のみ徴収)
20mm	42,000	44,000		42,000	90,300	88,200	65,100	18,900	
25mm	84,000	66,000		84,000	161,700	164,850	107,100	19,950	
30mm		89,000		89,000					
40mm	168,000	111,000		168,000	557,550	441,000	427,350	40,635	
50mm	210,000	445,000		210,000	1,000,650	661,500	668,850	93,450	
75mm	315,000			315,000	2,485,350	1,543,500	840,000	115,500	
100mm	420,000			420,000	4,147,500	2,646,000	1,121,400		
150mm					8,284,500	5,843,250			

各種手数料の管内市町村比較

項目	幕別町	更別村	忠類村	新町の額	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	大樹町	広尾町	池田町	豊頃町	本別町	足寄町	陸別町	浦幌町		
給水装置工事設計審査手数料(新築)	7,000	1,200	1,000	4,500	9,000	9,000	工事費 20万 円未 満は、工 事費の 100分の 0.4	2,100 (審査・ 検査込)	500	1,000	30,000 (審査・ 検査込)	6,000 (審査・ 検査込)	5,000 (審査・ 検査込)	10,000	10,000 (審査・ 検査込)	10,000	10,000 (審査・ 検査込)	10,000	工事費 の100 分の 3.15	1,000	1,000	1,000	
給水装置工事設計審査手数料(改造)	4,000	800	600	2,700	6,000	6,000																	2,100 (審査・ 検査込)
給水装置工事検査手数料(新築)	5,000	2,200	/	7,500	7,000	7,000	300 (い ずれ も審 査・ 検査 込)	/	1,000	2,000	/	/	/	12,000	/	/	/	/	/	工事費 の100 分の 5.25	3,000	10,000	/
給水装置工事検査手数料(改造)	3,000	2,300		4,500	5,000	5,000																	
指定給水装置工事事業者申請手数料(新規・管内業者)	10,000	/	/	13,600	10,000	10,000	/	/	10,000	10,000	10,000	/	/	10,000	/	10,000	10,000	50,000	10,000	10,000	10,000	/	
指定給水装置工事事業者申請手数料(新規・管外業者)				53,500																			
指定給水装置工事事業者申請手数料(変更・管内業者)				13,100																			
指定給水装置工事事業者申請手数料(変更・管外業者)				53,000																			

先進事例

おおさきかみしまちょう 大崎上島町(広島県)

水道給水区域については、現行のとおりとし、新町に引継ぐ。
水道の認可事務については、計画給水人口等を合併時まで調整し、新町において変更認可の手続きを行うものとする。
水道使用料については、料金体系を一般・官公署用・工業用ア・工業用イ・1人暮らし老人(町県民税の均等割が賦課されていない者)とする。
メーター使用料・新規加入者分担金については、大崎町の例によるものとする。業者登録手数料については、東野町・木江町の例によるものとする。
水道メーター検針業務については、木江町の例によるものとする。水道使用料徴収業務については、東野町の例によるものとする。
継続事業については、現行どおり新町に引継ぐ。
広島県用水の受水契約については、合併の前日をもって現行の契約を廃し、新町において合併の日に3町の合算水量により、契約を締結する。

しゅうなんし 周南市(山口県)

(1) 水道料金の算定方法(上水道料金)

料金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

料金体系

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(2) 水道料金の算定方法(簡易水道料金)

事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

料金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

料金体系

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(3) 水道料金の算定・収納

料金の算定

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

水量の認定

徳山市の例により調整する。

納期

熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、口座振替に係る部分についても同様とするが、取扱金融機関との協議により変更される場合がある。

(4) 水道加入金

上水道事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

簡易水道事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(5) 手数料

指定給水装置工事事業者申請手数料

徳山市、新南陽市、鹿野町の例により調整する。

工事設計手数料

徳山市の例により調整する。

給水装置工事現場管理手数料

新南陽市の例により調整する。ただし、名称は工事現場管理手数料とする。

設計審査手数料

廃止の方向で検討する。

流末工事検査手数料

徳山市の例により調整する。ただし、名称は給水装置工事審査手数料とする。

材料検査手数料

廃止の方向で検討する。

給水装置工事道路占用書類作成手数料

廃止の方向で検討する。

各種証明手数料

廃止の方向で検討する。

給水装置及び水質検査手数料

現行のまま新市に引き継ぐ。

(6) 給水施設給水使用料

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(7) 給水装置工事事業者の指定

徳山市の例により調整する。なお、新市発足までに各市町により指定された給水事業者については、新市においても指定給水装置工事事業者となる。

(8) 簡易水道給水装置工事補助金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

せいよし

西予市(愛媛県)

(簡易水道)

(1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。

(3) 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。

(4) 加入金については、当面現行のとおりとする。

(5) 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

(上水道)

(1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりとする。

(3) 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。

(4) 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。

(5) 設計審査等の手数料については、宇和町及び野村町の例により統一する。

(6) その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

やぶし
養父市(兵庫県)

1. 水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
2. 簡易水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
3. 加入金については、八鹿町の例による。
4. 使用料については、新市に移行後5年を目途に随時調整する。

柴田市(宮城県 合併予定 - 平成17年3月31日以前を目標)

【上水道事業】

- (1) 合併前に事前協議の回答を得て、水道法第11条第1項に規定する水道事業廃止申請を行い、合併直後、新市長により新規事業認可を受ける。
- (2) 上水道料金及び加入金については、2年以内に新たな統一の料金を調整する。ただし、新たな統一料金の調整が整うまでの間の上水道料金は、各町、現行のとおり新市に引継ぎ、加入金については、合併時に柴田町の例により取り扱うものとする。
- (3) 新たに統一される上水道料金については、料金体系を口径別料金体系とし、水量区分による段階別従量制を採用する。
- (4) 上水道手数料金額については、合併時に調整する。
- (5) 検針委託単価については、合併時に調整する。

【簡易水道事業】

- (6) 簡易水道事業については、村田町の例により現行のとおり新市に引き継ぎ、合併前に事前協議の回答を得て、水道法第11条第1項に規定する水道事業廃止申請を行い、合併直後、新市長により新規事業認可を受ける。
- (7) 新たな簡易水道料金については、料金体系を口径別料金体系とし、水量区分による段階別従量制を採用する。
- (8) 簡易水道料金及び加入金については、2年以内に新たな料金を調整する。ただし、新たな料金の調整が整うまでの間の簡易水道料金は、村田町の例により新市に引き継ぎ、加入金については、合併時に柴田町上水道加入金の例により取り扱うものとする。
- (9) 簡易水道手数料金額については、合併時に調整する。

【工業用水道事業】

- (10) 工業用水道事業については、村田町の例により現行のとおり新市に引き継ぎ、合併前に事前協議の回答を得て、工業用水道事業法第9条第1項に規定する事業廃止届出を行い、合併直後、新市長により事業の届け出を行う。

「調整第101号（協議第32号） 地域振興事業の取扱いについて」資料
 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-22 地域振興事業の取扱い
調整の内容	1 定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 2 宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。 4 過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。 5 辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6 企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
定住化の促進				
定住促進奨励金事業	該当なし	該当なし	・目的 過疎地域活性化対策として、定住人口の確保と増加を図るとともに、福祉の向上に寄与する。 ・奨励措置 結婚祝金 村民が結婚した場合 ア.村民同士 1万円 イ.いずれか新規村民 2万円 ウ.事業主及び事業後継者 10万円	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
定住促進奨励 金事業（つづ き） （定住化の促進（つづき））			<p>高校生等就学奨励金 村民の子供が高等学校等に 就学している場合（3年限 り） 子供1人につき月額4千円 住宅建設等奨励金</p> <p>ア.定住の意志のある村民ま たはUターン者等が村内 に住居を新築、増改築ある いは購入した場合 （増改築、購入については、 平成15年3月31日までに 完了または居住を開始し た者）</p> <p>a.新築 費用の1/10以内 （50万円限度） b.増改築、購入 費用の 1/10以内（20万円限度）</p> <p>イ.高齢者等で住宅の改良が 必要と認められる者が住 宅改良を行った場合 費用の1/2以内（30万円 限度）</p> <p>・その他 平成18年3月31日で失効</p>	

区分	現況			調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村		
定住化の促進(ごみ)	宅地分譲事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 目的 定住人口増加対策として、村直轄で宅地分譲を行う。 新緑町団地 12区画 すずらん団地 6区画 上更別団地 19区画 (民活導入、7年後買い戻し) 	<ul style="list-style-type: none"> 目的 定住人口増加対策として、村直轄で宅地分譲を行う。 あおぞら団地 14区画 (うち2区画は土地開発公社が所有。ただし、平成16年度中に土地開発公社は解散される予定。) 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	住宅建設促進利子補給事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 目的 村内に住宅を建設する者に対し、借入資金にかかる利子補給を行い、経費の負担軽減と持家住宅建設促進を図る。 対象者 自ら居住する住宅を新築若しくは購入した者 村税を完納している者 対象資金 165㎡以内の住宅を新築若しくは購入のため借り入れた住宅資金 対象金額 融資を受けた金額のうち600万円以内 	合併時に廃止する。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
定住化の促進(つづき) 住宅建設促進 利子補給事業 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給の額 借入利率年3.5%を超える分について、未償還元金に利率年1.5%以内の利率を乗じて得た額 ・利子補給の期間 償還開始から60月間以内 	
過疎計画	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 更別村過疎地域自立促進市町村計画 ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 前期 平成12年度 ～平成16年度 後期 平成17年度 ～平成21年度 ・概要 過疎地域の自立を促進し、産業経済の発展振興と、地域住民の生活、文化の安定向上を図る。 ・地域指定 平成21年度まで(時限立法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 忠類村過疎地域自立促進市町村計画 ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 前期 平成12年度 ～平成16年度 後期 平成17年度 ～平成21年度 ・概要 過疎地域の自立を促進し、産業経済の発展振興と、地域住民の生活、文化の安定向上を図る。 ・地域指定 平成21年度まで(時限立法) 	現計画を尊重し、新町において新たに策定する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
辺地総合整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辺地地区 大豊辺地、明倫辺地、駒畠辺地、古舞辺地、美川辺地、新和辺地、南勢辺地、中里辺地 ・ 総合整備計画 地区名：駒畠・新和・南勢・明倫 計画年度：平成14年度 ~平成18年度 整備施設：農道、農業担い手支援センター、簡水浄水施設など 総事業費：1,884,500千円 地区名：古舞、美川 計画年度：平成15年度 ~平成19年度 整備施設：簡水浄水施設 総事業費：131,500千円 ・ 概要 交通条件が悪く自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域とその他の地域との住民の生活文化水準の著しい格差是正を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辺地地区 勢雄辺地、協和辺地、更南辺地 ・ 総合整備計画 地区名：勢雄 計画年度：平成14年度 ~平成18年度 整備施設：道路 総事業費：140,000千円 ・ 概要 交通条件が悪く自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域とその他の地域との住民の生活文化水準の著しい格差是正を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辺地地区 西当辺地、中当辺地、幌内辺地 ・ 総合整備計画 該当なし 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
企業開発促進 事業(補助金以 外)	<p>【課税免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 リバーサイド幕別工業団地 (農村地域工業等導入促進法 導入地区)において農工法第10 条の規定の適用を受ける家屋及 び償却資産並びに当該家屋の敷 地である土地 ・内容 固定資産税(3年間) <p>【融資斡旋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 工業団地内に事業場を新設又 は増設する場合 ・限度額 工業団地の取得資金で1億円 以内(用地取得費の80%以内) ・融資枠 町が預託する3倍以上 (貸付期間10年超は1.5倍) ・償還期間 20年以内 	<p>【課税免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 過疎地域自立促進特別措置法 第2条第1項に規定する過疎 地域において、租税特別措置法 第12条第1項の表第3号又は 第45条第1項の表第3号の適 用を受ける家屋及び償却資産 並びに当該家屋の敷地である 土地 ・内容 幕別町と同一 <p>【融資斡旋】</p> <p>該当なし</p>	<p>【課税免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 更別村と同一 ・内容 幕別町と同一 <p>【融資斡旋】</p> <p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新町 に引き継ぐものとし る。</p>

地域振興事業の取扱いに関する法令

○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

（過疎地域）

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

(1) 次のいずれかに該当すること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること。

ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。

ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること。

(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下であること。

2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（過疎地域自立促進市町村計画）

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- (2) 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- (3) 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- (4) 生活環境の整備に関する事項
- (5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- (6) 医療の確保に関する事項
- (7) 教育の振興に関する事項
- (8) 地域文化の振興等に関する事項
- (9) 集落の整備に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

- 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。
- 5 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。
- 6 第1項及び前2項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第33条 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

- 2 合併市町村(市町村の合併(2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。))により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律

(昭和37年法律第88号)

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

- 2 総合整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) 整備しようとする公共的施設
- (3) 整備の方法
- (4) 整備に要する経費とその財源内訳
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 3 都道府県知事は、第1項の規定により市町村が総務大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、これを総務大臣に提出するものとする。

- 4 総務大臣は、第1項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、ただちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。
- 5 前4項の規定は、第1項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

○農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）

（減価償却の特例）

第9条 工業等導入地区内において工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第10条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地方公共団体が、工業等導入地区のうち総務省令で定める地区内において工業等の用に供する設備のうち総務省令で定めるものを新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、総務省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降3箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第12条 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第3欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第49条第1項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第4欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただ

し、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地区又は地域	事業	資産	割合
1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項の規定により同条第1項又は第2項の実施計画において定められた工業等導入地区	製造の事業 その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	100分の8（建物及びその附属設備については、100分の4）
2 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	100分の11（建物及びその附属設備については、100分の6）
3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区及びこれに類する地区として政令で定める地区並びに水源地域（水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項の規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区をいう。）	製造の事業 その他政令で定める事業	機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるもの	100分の11（建物及びその附属設備については、100分の7）
（*4号以下略）			

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第45条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第3欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第31条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が10億円を超える場合には、10億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第4欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

（*表 第12条第1項の表と同一につき省略）

○地方税法（昭和25年法律第226号）

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

先進事例

篠山市(兵庫県)

- (1) 若者定住奨励事業については、合併後3年間、現行のとおりとする。
- (2) 帰郷者住宅新築資金利子補給金交付制度については、合併時に廃止する。ただし、合併前に当該条例の適用を受けている者については、利子補給期間が終了するまでの間は、なお従前の例による。

東御市(長野県)

- (20) 若者定住促進事業については、合併後5年間、北御牧村地域において継続する。

京丹後市(京都府)

(1) 定住促進事業の取扱い

情報提供事業は現行のとおりとし、新市において全域を対象とした事業を推進する。

支援・給付事業については、合併時に一旦廃止するが、新市において総合的な視点から検討する。ただし、助成金の交付決定を受け、合併時に助成期間が満了していない者については、その残存期間は引き続き助成する。

美祢市・美東町・秋芳町合併協議会(山口県)

1、2、5 略

3 過疎地域自立促進計画については、新市において速やかに新計画を策定する。

4 定住促進対策事業については、現制度について廃止することとし、新市において新たな制度を検討する。

仁多郡二町法定協議会(島根県 合併予定 平成17年3月31日以前)

1、4、5、7 略

2. 過疎計画については、新町において策定する。

3. 辺地計画については、新町の現況で再算定し、必要に応じて策定する。

6. 定住促進事業、まちづくり事業及び施設整備等補助事業については、新町において調整する。